

第四百十二回 参議院 総務委員会 會議録 第四号

平成十年三月二十六日(木曜日)

午後零時十四分開会

委員の異動

三月十九日

吉田 之久君

補欠選任  
足立 良平君

出席者は左のとおり。

委員長  
理事

石田 美栄君

板垣 正君

寺澤 芳男君

吉岡 吉典君

永野 茂門君

井上 孝君

鎌田 要人君

鈴木 貞敏君

竹山 裕君

真鍋 賢一君

村上 正邦君

矢野 哲朗君

猪熊 重二君

大久保直彦君

瀬谷 英行君

栗原 君子君

武田邦太郎君

村岡 兼造君

小里 貞利君

洞 駿君

内閣官房内閣安  
全保障室長

兼内閣総理大臣  
官房安全保障室  
長

江間 清二君

総務庁長官官房  
長

菊池 光興君

総務庁行政管理  
局長

河野 昭君

事務局側  
常任委員会専門  
員

志村 昌俊君

本日の會議に付した案件

○内閣法等の一部を改正する法律案(内閣提出、  
衆議院送付)

○国家行政組織法の一部を改正する法律案(内閣  
提出、衆議院送付)

○委員長(石田美栄君) ただいまから総務委員会  
を開会いたします。

委員の異動について御報告いたします。

去る十九日、吉田之久君が委員を辞任され、そ  
の補欠として足立良平君が選任されました。

○委員長(石田美栄君) 内閣法等の一部を改正す  
る法律案及び国家行政組織法の一部を改正する法  
律案の両案を一括して議題といたします。

まず、政府から順次趣旨説明を聴取いたしま  
す。村岡内閣官房長官。

○国務大臣(村岡兼造君) ただいま議題となりま  
した内閣法等の一部を改正する法律案について、  
その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げま  
す。

この法律案は、社会経済情勢の変化の中で複雑  
多岐にわたる行政の課題に一層的確に対応できる  
よう、内閣官房における総合調整機能を強化する

ため、内閣官房副長官一人を増員するとともに、  
近年の災害、事故、事件等緊急の事態の発生の際  
況等にかんがみ、内閣官房における危機管理機能  
を強化するため、内閣官房に内閣危機管理監を設  
けようとするものであります。

次に、この法律案の内容について、その概要を  
御説明申し上げます。

第一に、内閣法の一部改正であります。  
その第一点は、内閣官房副長官の定数を一人増  
員し、二人から三人に改めることであります。  
第二点は、内閣危機管理監の新設であります。  
内閣官房に内閣危機管理監一人を置くものと  
し、内閣危機管理監は内閣官房長官及び内閣官房  
副長官を助け、命を受けて内閣官房の事務のうち  
危機管理、すなわち国民の生命、身体または財産  
に重大な被害が生じ、または生じるおそれがある  
緊急の事態への対処及び当該事態の発生防止に  
関するものであって国の防衛に関するものを除く  
ものを統理することとしております。また、内閣  
危機管理監の任免に関する規定及び服務に関する  
規定を定めることとしております。

第二に、国家公務員法及び特別職の職員の給与  
に関する法律の一部改正であります。

その内容は、内閣危機管理監を特別職の国家公  
務員とし、その俸給を定めることとしておりま  
す。

以上がこの法律案の提案理由及びその内容の概  
要であります。

何とぞ、慎重御審議の上、速やかに御賛同くだ  
さいますようお願い申し上げます。

○委員長(石田美栄君) 小里総務庁長官。

○国務大臣(小里貞利君) ただいま議題となりま  
した国家行政組織法の一部を改正する法律案につ

いて、その提案理由及び内容の概要を御説明申し  
上げます。

最近の国際情勢等にかんがみ、戦略的、機動的  
な外交の展開及び対外的な危機管理のための体制  
整備を図ることが緊要となっております。すなわ  
ち、高度な判断に基づく戦略的な外交及び各国首  
脳レベルとの直接の対話を通じた機動的な外交の  
展開を可能とするともに、外交上の対応を要す  
る突発的事態に対しても高度なレベルでの交渉を  
行うなどにより、的確かつ機動的な危機管理を行  
い得る体制を整備することが不可欠であります。

このため、国家行政組織法について所要の改正を  
行うこととし、ここにこの法律案を提出した次第  
であります。

次に、本法律案の内容について、その概要を御  
説明申し上げます。

この法律案は外務省に政務次官を二人置くこと  
ができることとするものであり、施行期日は平成  
十年七月一日といたしております。

以上がこの法律案の提案理由及びその内容の概  
要であります。

何とぞ、慎重御審議の上、速やかに御賛同あら  
んことをお願いいたします。

○委員長(石田美栄君) 以上で両案の趣旨説明の  
聴取は終わりました。

両案に対する質疑は後日に譲ることとし、本日  
はこれにて散会いたします。

午後零時十九分散会

三月二十五日本委員会に左の案件が付託された。

一、内閣法等の一部を改正する法律案

一、国家行政組織法の一部を改正する法律案

内閣法等の一部を改正する法律案  
内閣法等の一部を改正する法律

(内閣法の一部改正)

第一条 内閣法(昭和二十二年法律第五号)の一部を次のように改正する。

第十四条第一項中「二人」を「三人」に改める。  
第十四条の二第四項を次のように改める。

4 前条第三項及び第四項の規定は内閣総理大臣補佐官について、同条第五項の規定は常勤の内閣総理大臣補佐官について準用する。

第十四条の二第五項及び第六項を削る。

第十四条の三を第十四条の四とし、第十四条の二を第十四条の三とし、第十四条の次に次の一条を加える。

第十四条の二 内閣官房に、内閣危機管理監一人を置く。

2 内閣危機管理監は、内閣官房長官及び内閣官房副長官を助け、命を受けて内閣官房の事務のうち危機管理(国民の生命、身体又は財産に重大な被害が生じ、又は生じらるおそれがある緊急の事態への対処及び当該事態の発生防止をいう。)に関するもの(国の防衛に關するものを除く。)を統理する。

3 内閣危機管理監の任免は、内閣総理大臣の申出により、内閣において行う。

4 国家公務員法(昭和二十二年法律第百一十号)第九十六條第一項、第九十八條第一項、第九十九條並びに第百條第一項及び第二項の規定は、内閣危機管理監の服務について準用する。

5 内閣危機管理監は、在任中、内閣総理大臣の許可がある場合を除き、報酬を得て他の職務に従事し、又は営利事業を営み、その他金銭上の利益を目的とする業務を行つてはならない。

(国家公務員法の一部改正)

第二条 国家公務員法(昭和二十二年法律第百一十号)の一部を次のように改正する。

第二条第三項第五号の次に次の一号を加える。

五の二 内閣危機管理監

(特別職の職員の給与に関する法律の一部改正)  
第三条 特別職の職員の給与に関する法律(昭和二十四年法律第百五十二号)の一部を次のように改正する。

第一条中第八号を削り、第七号を第八号とし、第六号を第七号とし、第五号の次に次の一号を加える。

六 内閣危機管理監

別表第一中「常勤の内閣総理大臣補佐官」を「内閣危機管理監」に改める。  
常勤の内閣総理大臣補佐官」に改める。

附則

(施行期日)

1 この法律は、平成十年四月一日から施行する。ただし、第一条中内閣法第十四条第一項の改正規定は、同年七月一日から施行する。

2 弁護士法(昭和二十四年法律第百五十五号)の一部を次のように改正する。

第三十条第一項ただし書中「内閣官房副長官」の下に、「内閣危機管理監」を加え、「又は」を「若しくは」に、「又常時勤務」を「若しくは常時勤務」に、「あるいは」を「又は」に改める。

国家行政組織法の一部を改正する法律案

国家行政組織法の一部を改正する法律

国家行政組織法(昭和二十二年法律第百一十号)の一部を次のように改正する。

別表第二中「大蔵省」を「外務省」に改める。

附則

この法律は、平成十年七月一日から施行する。